

## 過誤申立（取下げ）及び再請求について

R3.4.1

過誤処理とは、介護給付費明細書の確定後その内容に誤りが判明した場合、事業所が保険者へ過誤申立を行うことで国保連に過誤の情報が提出され、給付実績が取下げられることをいいます。

### 1、流れ

- 締切日 **毎月15日** 事業所から保険者へ過誤申立  
(土日の場合はその前開庁日)
- 翌月初め 国保連合会にて過誤処理
- 翌々月初め 介護給付費過誤決定通知書を国保連合会から事業者・保険者へ送付

### 2、再請求について

再請求が可能（必要）な場合は、国保連合会の過誤処理と同一月に再請求を行うことで、事業所への支払い額より差額調整が可能です（同月過誤）。保険者への過誤申立の翌月 10 日までに再請求を行ってください。

### 3、注意点

- ・ 事業所等が過誤申立を行う場合は、サービス提供月、被保険者名、取下げとする理由を詳細に記載してください。
- ・ 過誤調整は部分的な査定ではなく、介護給付費明細書ごとに行います。
- ・ 事業所内部での担当者間の連絡調整（過誤申立て者、請求事務の担当者、経理担当者等が異なるような場合）を密にして、何月取り扱いで過誤処理が行われ、過誤調整額はどうか、事務処理の流れについて把握してください。
- ・ 過誤調整の結果、事業所等の支払い額がマイナスとなった場合、事業所等は国保連合会が発行する「返納通知書」で、マイナス分を現金で振込みすることになりますので、注意してください。

### ※ 東京都や杉並区の指導等により過誤処理を行う場合、特に以下の事項についても注意してください。

- ・ 当該事業所等の平均的な支払い額に対して、過誤処理によりマイナスされる金額はどれぐらいか把握してください。そして、一回の過誤申立で処理を行っても大丈夫かどうか確認してください。
- ・ 事業所等は何月に国保連合会へ再請求を行うか理解し、それまでの間に（通常の請求事務等も並行して）再請求の提出は間に合うかどうか確認してください。

- ★ 東京都や杉並区の指導等により、当該事業所等の過誤申立て件数が大量となる場合や、過誤額が高額となる場合は、事業所等と協議の上、過誤処理を数回に分散することもできます。杉並区介護保険課給付係にご相談ください。

## 過誤（取下げ）再請求処理一覧表（同月過誤の流れ）

(例)	<p>Ⓐ 1月分請求10万円（毎月の請求）</p> <p>Ⓑ 正しい請求額1万円（再請求分） Ⓒ 誤った額2万円（過誤の提供月分）</p>
過誤申立月 (1月)	<p>(事業所→杉並区) 過誤申立書を提出（毎月15日締切）</p> <p>(杉並区→国保連) 過誤申立情報提出</p>
申立翌月審査 (2月)	<p>(国保連) 過誤情報審査・取下げ（上旬） Ⓒ</p> <p>(事業所→国保連) 10日までに再請求Ⓑ、1月提供分請求Ⓐ</p>
申立翌々月支払 (3月)	<p>(国保連→事業所) 過誤決定通知書送付（月初） 支払決定通知書出力</p> <p>(国保連→事業所) 支払（差額分）<math>\text{Ⓐ} + \text{Ⓑ} - \text{Ⓒ} = 10 + 1 - 2 = 9</math>万円支払 (23日頃)</p>